

令和4年

5月農業委員会総会議事録

事務局

事務局の 麓 でございます。

議案書3ページ、1番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、大野町で、地目は、畑3筆、面積は、合わせて606㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は、果樹栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載が無いことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約700~800m、軽トラックで2分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は150日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「周辺の農地に影響のないような営農をいたします。」とのことでした。

続きまして、地区担当の福本委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地を確認したところ 果樹栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認したところ、譲渡人は申請地を譲渡することに同意されており、譲受人は申請地で果樹を栽培する予定です。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、ご審議いただきますようよろしくお願い致します。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第1号、1番については許可することに決定いたします。

議案書4ページをお願いいたします。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条の規定による農用地利用集積計画4件を別表のとおり定めるものといたします。

議案書5ページをお願いいたします。

議案第2号、番号1、若樫町の物件について、説明願います。

事務局

議案書5ページ、1番について、説明させていただきます。

物件の所在地は若樫町で、地目は田2筆 面積は合わせて1,473㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載が無いことを確認しております。

続きまして、地区担当の辻推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、遊休地であり、貸し手に意思確認を電話で致しました。申請どおり問題ありません。」と報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第2号、番号1については決定することといたします。

続きまして、議案第2号、番号2、鍛冶屋町の物件について、事務局から説明願います。

事務局

議案書5ページ、2番について、説明させていただきます。

物件の所在地は鍛冶屋町で、地目は田4筆 面積は合わせて2,728㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は果樹及び野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載が無いことを確認しております。

続きまして、地区担当の坂口推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、貸し手、借り手に意思確認を電話で致しました。貸し手は、申請地を貸すことに同意されており、借り手は、申請地で野菜を栽培する予定です。申請どおり問題ありません。」と報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第2号、番号2については決定することといたします。

続きまして、議案第2号、番号3、久井町の物件につきまして、田口委員が、農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限により、審議が終わるまで退席となります。よろしく申し上げます。

事務局 (田口委員 退室)
 事務局から説明願います。
 議案書5ページ、3番について、説明させていただきます。
 物件の所在地は久井町で、地目は田4筆 面積は合わせて1,709㎡でございます。
 貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。
 申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載が無いことを確認しております。
 続きまして、地区担当の山本推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。
 「現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手、借り手に意思確認を致しました。貸し手は、申請地を貸すことに同意されており、借り手は、申請地で水稻を栽培する予定です。申請どおり問題ありません。」と報告を受けております。
 また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。
 以上、申請内容と調査結果報告になりますので、ご審議いただきますようよろしくお願い致します。

友田会長 事務局の説明が終わりました。
 この件について、異議、意見はございませんか。
 (異議なしの声)
 ありがとうございます。
 異議なしということで、議案第2号、番号3については決定することといたします。

事務局 (田口委員 入室)
 続きまして、議案第2号、番号4、小田町の物件について、事務局から説明願います。
 議案書5ページ、4番について、説明させていただきます。
 物件の所在地は小田町で、地目は田1筆 面積は、1,153㎡でございます。
 貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。
 申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載が無いことを確認しております。
 続きまして、地区担当の辻野委員から受けました調査結果の報告をいたします。
 「現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手、借り手に意思確認を電話で致しました。貸し手は、申請地を貸すことに同意されており、借り手は、申請地で作物を栽培する予定です。申請どおり問題ありません。」と報告を受けております。
 また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。
 以上、申請内容と調査結果報告になりますので、ご審議いただきますようよろしくお願い致します。

友田会長

お願い致します。

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第2号、番号4については決定することといたします。

次に、報告案件に移ります。

議案書6ページ 報告第1号 農地法第5条の規定による受理の取消について
受理取消届1件に関する届出を受理しましたので報告いたします。

7ページをご参照ください。

次に、議案書8ページ

報告第2号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の6第1項の規定の適用を受けた特例農地の利用状況5件について、別表のとおり確認するものといたします。

9、10ページをご参照ください。

次に、議案書11ページ

報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について
農地を農地以外の用途に転用1件を、専決により受理しましたので報告いたします。

12ページをご参照ください。

次に、議案書13ページ

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について
農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転7件、賃貸借権の設定1件を、専決により受理しましたので報告いたします。

14、15ページをご参照ください。

以上で、本日の審議は全て終了しました。

その他 何かご質問等はありませんか。

(質問等なし)

本日は委員皆様方にはお忙しい中、誠にありがとうございました。

これにて終了いたします。

閉会時間 14時50分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員